

事業者
受講希望者 各位

(石川労働局長登録教習機関)
(一社)七尾労働基準協会

労働安全衛生法に基づく
フォークリフト運転技能講習実施案内

労働安全衛生法では、最大荷重1トン以上の※フォークリフトの運転業務は、『都道府県労働局長の登録を受けた登録教習機関が行う、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ当該業務に就くことができない』と定められています。

つきましては、下記のとおり標記講習会を実施しますので受講願います。

※「フォークリフト運転業務」は事業主や従業員のなどの区別なく、また臨時に運転する場合も技能講習の修了が義務付けられています。〔労働安全衛生法第61条〕



エンジン車(マニュアル)



バッテリー カウンター
(エンジントルコン兼用)



バッテリー車(リーチ)

記

1 **実施月日・会場** (学科1日・実技3日の 合計4日間講習です)

※大型特殊免許者等は学科1日、実技1日です。次項5参照

	実施日	(講習時間)	定員	会 場
学 科	5月17日(金)	(8:50~ 18:05)	60名 以内	ワークパル七尾 【七尾市勤労者総合福祉センター】 (七尾シルバー人材センター内) 七尾市小島町西部1-3
実 技	5月21日(火) 22日(水) 23日(木)	(8:00~ 17:15)		七尾市内 【学科講習日(5/17)までに詳細決定 の予定です】
	※省略講習該当者 5月24日(金)	(8:00~ 16:30)		

注： 受付は、学科8:50までに、実技は8:00までに済ませて下さい。

注1 ★学科は受講者全員5/17(金)です。

★実技は3日間受講となります。

※但し、大型特殊免許(限定なし)など、次項5「省略講習該当者について」の表A・Bいずれかに該当する「省略講習該当者」は、実技は5/24(金)の予定です。

2 **受講資格** 普通自動車運転免許所有者

(大型・準中型・中型免許もOK) ※個人的な申込みも可です。

※体調不良の方はご遠慮願います。

